

## ●香川県監査委員公表第38号

平成20年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、香川県知事及び香川県教育委員会教育長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年11月27日

香川県監査委員 宮本 欣貞  
同 都村 尚志  
同 鍋嶋 明人  
同 仲山 省三

### 包括外部監査の結果に対する措置状況

#### 1 特別会計に係る事務の執行・事業の管理について

区分	項目	指摘内容（要約）	講じた措置等
母子寡婦福祉資金特別会計	他の奨学資金との重複防止	独立行政法人日本学生支援機構からの奨学金の貸与、香川県高等学校等奨学金の貸与を受けている場合は母子福祉資金における修学資金の貸付を受けられない。このことは申請時でのヒアリングにて本人申告に基づいて判断しているが、パンフレットや申請書にその旨を明記しておくべきである。	平成21年7月に作成した母子家庭向けパンフレット「ひとり親家庭のしおり」に明記するとともに、平成21年6月から貸付申請者に説明する際の注意書にも明記した。
	再貸付及び重複貸付における貸付限度額目安の設定	滞納金額及び回収不能額を抑えるためには貸出時点において、特に再貸付及び重複貸付については貸付限度額の目安又は限度額を設定しておくべきである。  特に、返済額が月額2万円から3万円になると将来の返済時の償還負担が重く滞納が増えることが考えられるので、月額返済額の上限設定など貸付時点での貸出額の抑制指導の強化も必要である。	平成21年3月に貸付審査基準を改正し、再貸付及び重複貸付における償還月額の上限の目安を他の債務及び保証と合わせて3万円とし、平成21年5月から運用している。
	貸付時点での連帯保証人の要件吟味の厳格化	本人返済不能時には連帯保証人が返済履行責任を負うため、連帯保証人の返済能力の検証は特に重要である。	従来から連帯保証人の所得証明や勤務先確認、市町村民税完納証明書等の提出により保証能力を審査しているが、今後とも充分に審査することを保健福祉事務所に周知徹底した。
高等学校等	奨学金貸付の	「高等学校等奨学金貸付申請書」	平成21年3月に奨学金貸付

奨学金特別会計	申請手続	<p>における申請者及び連帯保証人の自署・押印を厳守する必要がある。</p> <p>世帯の所得審査において、世帯全員の住民票を徴取し判定する必要がある。</p>	<p>条例施行規則を改正し、申請者及び連帯保証人の自署・押印を厳守している。</p> <p>世帯の所得審査については、これまで全員の住民票の徴取に努めてきたが、今後とも徴取漏れのないよう厳格に行っていく。</p>
	「香川県高等学校等奨学金借用証書」及び「香川県高等学校等奨学金返還計画書」の作成	「香川県高等学校等奨学金借用証書」及び「香川県高等学校等奨学金返還計画書」における借主及び連帯保証人の自署、原則として連帯保証人の実印での押印・印鑑証明書の添付が必要である。	平成21年3月に奨学金貸付条例施行規則を改正し、借主及び連帯保証人の自署、連帯保証人の実印の押印・印鑑証明書の添付を厳守している。
臨海工業地帯造成事業特別会計	他事業への余剰金の充当	同じ特別会計内の別事業から他事業への余剰金の充当について、各事業の採算状況の明瞭性という観点から、今後どうあるべきかを県内部において検討すべきである。	特別会計内の各事業を地方財政法の事業区分である3事業に分類し、平成21年度から、3事業間での余剰金の充当は行わないこととした。
	高松港玉藻地区レストハウス	<p>今回のレストハウス事業のように、県が事業用建物を建築して民間に賃貸する場合には、第三者有識者を交え、建築計画前に投資の採算分析を十分に行うべきである。</p> <p>ミケイラの屋外テラスの賃料は、一般会計の歳入ではなく、臨海工業地帯造成事業特別会計（高松港玉藻地区レストハウス事業）の歳入にするべきである。</p>	<p>今後このような施設の建築にあたっては、コンペ等の実施により、コンセプトやデザイン等の比較検討とともに、採算面にも十分配慮して対応する。</p> <p>ミケイラの屋外テラスの賃料については、平成20年度から特別会計の歳入とした。</p>
内陸工業団地造成事業特別会計	採算性等の検討	新たな雇用の創出や企業の事業活動に伴う県経済への波及効果や県の税収効果が生じていることも事実であろうが、今後大規模な工業団地を造成する場合には、その開発決定の経緯の中で第三者機関を設けて採算性等の検討を十分に行うべきである。	現在、新たな工業団地を造成する予定はないが、今後、大規模な工業団地を造成する場合には、採算性等の検討を行ってまいりたい。
集中管理特別会計	個人開発システムの今後のあり方	総務naviシステムが内包する2つのリスク（一人のノウハウに依存していること、個人開発システムに対	総務naviシステムについては、一人のノウハウに依存することのないよう、また、一

	<p>しての内部統制のありかた) については早急に改善するべきである。同時に、県庁内部における個人開発のスマートシステムに関する現状調査を行い今後のありかたを検討すべきである。</p>	<p>層の内部統制が図れるよう、組織として対応できる体制づくりを進めている。 職員が開発した36のスマートシステムについても、状況を調査把握の上、3類型に整理し、それぞれ対応することとした。</p>
--	--	---